

○「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」第 81 条の 7 の規定（平成 26 年 4 月 1 日施行）に基づき、電気の需要の平準化に資するスマートメーターや料金メニュー等の整備に関する計画について、以下のとおり公表いたします。

（スマートメーターの整備）

- ▶ 当社サービスエリアにおける一般住宅等の低圧契約のお客さまを対象に、平成 27 年度から平成 35 年度末までの約 9 年間で、法定取替等に合わせ、30 分間隔の電力使用量を遠隔で検針する機能（自動検針機能）等を有したスマートメーターを順次設置させていただきます。

年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
スマートメーター導入		一部導入※1								
自動検針運用		一部運用※2								

※1 H27 年度は、一部の法定取替に合わせて導入予定

※2 H28 年度は、一部のお客さまを対象に実施予定

（料金メニューの整備）

- ▶ デマンドレスポンスメニュー等柔軟な料金メニューの導入については、今後の需給状況、各種実証試験結果、お客さまニーズ等を踏まえ検討してまいります。

以 上